

5. 市街地における捕獲手法の実例

5 - 1 回答件数(括弧内は種別回答件数)

回答数：6県3市15件

回答者：岩手（7）、山形、栃木・日光市、栃木・佐野市、神奈川、福井、兵庫、兵庫・神戸市、高知

5 - 2 回答の集約

(括弧内の数字は回答件数。その場合、種別に複数の回答を出している自治体で、課題の記述が重複する場合は一件とした。)

●技術的課題

(安全確保)

- ・ 地域住民、猟友会員の安全確保のために、瞬時の判断力と、高度な捕獲技術が必要とされる。
- ・ 市街地中心部にクマが逃げ込んだ場合、銃器の使用は人身被害や鳥獣保護法 38 条の観点から事実上不可能。全面的に猟友会に任さざるを得ない。
- ・ 環境緑地保全地域・市街地内及び隣接地のため、発砲はもちろん、わなの設置場所にも苦慮。
- ・ 捕獲に伴う技術、経験が少ないため危険性が大きい
- ・ 街地は銃器による捕獲ができない。
- ・ 鳥獣保護法や銃刀法の規制により、銃やナイフの使用が制限されており即効性のある対応が困難。

(麻醉銃)

- ・ 麻醉銃を使用できる者が県内に数名しかおらず、また、沿岸地域にはいないため協力要請が難しい。(2)
- ・ 市街地及び早朝夕方の銃の使用。麻醉銃とその使用者の不足。

(ワナ)

- ・ 親熊と小熊のどちらかだけがわなに入った場合、危険を伴う
- ・ わな等による捕獲技術が確立されていない。

- ・ 犬猫がかかる可能性があるため箱わなのみの使用となるため捕獲しづらい。
- ・ 鳥獣保護区などの規制により箱わなを設置する場所が限られるため、出没した個体を捕獲することが困難。

●体制上の課題

(狩猟者の高齢化)

- ・ 猟友会員の減少や高齢化。(5)
- ・ 捕獲、捕殺の知識が行政に蓄積されておらず、地域のハンター頼りになっており、ハンターの負担が大きい。
- ・ 警察官立会いのうえ市街地で猟友会が発砲しているが、違法性がないか後日県警で検討された。
- ・ 現在の狩猟者が蓄積した狩猟に関する専門技術（捕獲技術・猟犬の育成技術等）の継承。
- ・ 猟友会員が減少している中、警察による銃の規制が厳しく更新が難しくなっている。
- ・ 捕獲実施者（狩猟者、獣医師等）の不足。

(放獣)

- ・ ツキノワグマは放獣とされているが、放獣技術が確立されておらず、また、山林と住宅地が近接しているため、安全に放獣することが難しい。

(周知)

- ・ 警察との協議。
- ・ 地域住民の安全確保のための通知方法。これに対する取組みは、広報車による通知、町内会の連絡網による通知。
- ・ 警戒周知にかかる担当の認知不徹底(警察 or 市 or センター、どの部所も専任なし)、及び人的・時間的負担。
- ・ 不特定多数の人間に対する警告表示等は心理的抵抗（風評被害を含む）及び景観の保持の観点、また予算面及び人的負担においても限界がある。

●法制度に関する要望

- ・ 鳥獣法第 38 条により、夜間の集落内への出没や人家密集地への出没の場合に、銃の使用による緊急対応ができない。
- ・ 9 条の許可による 38 条の制限の解除
- ・ 鳥獣保護法に緊急時における第 38 条に係る銃器の取り扱い（使用）について銃刀法に絡めて明記すべき。
- ・ 十分な管理体制を確保した上で、場所や使用条件を限定した夜間や住宅地等での銃

の使用を認めること（法第 38 条の条件付緩和）

- 市街地での発砲は鳥獣保護法で禁止されているが、刑法第 37 条で緊急避難による場合は違法性が阻却される。ただし、危機が極めて切迫していること、他に方法がないこと、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えないこと等の条件がなければ緊急避難による猟銃等の発射はできないとされている。
- 麻酔銃使用に関する法の規制緩和。

5 - 3 アンケート回答

●ニホンジカ

市街地にシカが出没した場合に、銃器の使用を避けるために箱ワナを仕掛けた事例の報告であるが、捕獲実績ではない。

(1) 神奈川県

市街地

情報提供： 自然環境保全課

現場： 小田原市等

捕獲実績： H22 年度 0 頭

方法： 市が箱わな設置を猟友会へ依頼。フェンス等で囲まれた施設へ追い込み猟友会または業者による捕獲。

許認可： 市（もしくは農協）から県へ捕獲許可申請。市（もしくは農協）から猟友会もしくは業者へ依頼。

個体の処理： 市街地での捕獲実績はない（銃器使用可能な河川部等での捕獲実績はある）

●ニホンザル

市街地への出没時の捕獲にあたって、箱罠、大型囲い罠、ドラム缶罠などを使った捕獲も報告されているが、銃器による捕獲がやむおえない場合が多い。

(1) 岩手県

市街地

情報提供者： 岩手県沿岸広域振興局保健福祉環境部大船渡保健福祉環境センター

現場： 岩手県大船渡。民家が立ち並ぶ地区、背景には森林、田畑も隣接。

捕獲実績： サル 1 頭

方法： ライフル銃による射殺

許認可： 住民への噛み付き被害が多発しており、早急な捕獲が必要だと判断し、わな等の捕獲が難しかったため、銃による捕殺を許可することとした。申請者は住田町、従事者は被害地区のハンターとし、捕殺を許可した。

個体の処理： 町のゴミ処理委託施設において、焼却処分した。

(2) 栃木県日光市

市街地

情報提供者：日光市産業部農林課林政係

現場：日光市（今市・日光・藤原・栗山・足尾地域）

方法：銃器による捕獲、箱罾、大型囲い罾、ドラム缶罾による捕獲。

許認可：

（個体数調整事業）日光市特定鳥獣保護管理計画に基づき日光市が猟友会に依頼し実施。

（有害捕獲）被害地域代表者（自治会長等）が捕獲実施依頼を日光市に提出し、市が被害状況を調査後猟友会に依頼し実施。

個体の処理：焼却、埋設、自家消費。

体制上の取組み：狩猟免許取得者の推進を図るため、新規狩猟免許を取得し狩猟者登録を実施した市民に対し、狩猟免許取得時の一部経費に対する助成を実施。

その他の取組み：捕獲従事者に対する従事環境の強化を図るため、捕獲実施者に対する傷害保険加入金助成を実施。

(3) 高知県

市街地への出没

情報提供：高知県文化生活部鳥獣対策課

現場：高知市いの町、室戸市ほか

捕獲実績：サル：1頭

方法：市街地において緊急性を伴わない場合は、はこわな等の設置。咬傷事故を起こしたサルの場合は銃猟。

許認可：市町村による有害鳥獣捕獲許可（緊急の場合に銃器を使用する場合は、予め管轄の警察署に協議しておくこととしている）

個体の処理：麻酔により捕獲したニホンザルは放獣、その他は捕獲に至らず

●イノシシ

銃器が使えないことを前提にして、箱ワナなどの事例が報告されているが、緊急時は銃による殺処分となることが多い。

(1) 兵庫県

市街地

情報提供：兵庫県農政環境部環境創造局自然環境課

現場：兵庫県全域

捕獲実績： 集計中

方法：銃器による巻き狩り、箱わな、囲いわな、くくりわなによる捕獲。

許認可：被害者から市町へ被害申請→市町から猟友会に捕獲依頼→猟友会から市町へ捕獲許可申請→市町から県へ副申請→県から猟友会に捕獲許可交付

個体の処理：ゴミ焼却施設、動物霊園等で焼却処分、埋設処分、自家消費（食用・猟犬のエサ）、シシ肉として有効活用。

捕獲技術上の取組み：囲いわな遠隔監視・操作システムの開発・検証

体制上の取組み：市町職員、JA職員を対象とした狩猟現地体験会の開催、地元住民を対象とした狩猟者育成スクールの開催、わな猟講習会の開催。

（2）兵庫県神戸市

市街地への出没

情報提供者：神戸市農政計画課

現場：灘区、東灘区、中央区、兵庫区、その他。

捕獲実績：灘区 62 頭、東灘区：72 頭、中央区：32 頭、兵庫区：32 頭、
その他、合計 409 頭（平成 21 年度）

方法：鳥獣保護区を除く地域への箱わなの設置。

許認可：出没があると、各区へ連絡が入り、区から猟友会へ捕獲を依頼。捕獲許可は農政計画課から下りる。許可がおりてから猟友会により箱わなが設置される。

（3）栃木県佐野市

市街地

情報提供者：産業文化部農山村振興課

現場：市街地

捕獲実績：1 頭（死亡個体）

方法：ネット等

許認可：死亡個体の回収（1 頭）

個体の処理：市清掃センターへ搬入し焼却

ツキノワグマ

ワナによる捕獲、銃による射殺が報告されているが、クマは危険動物として射殺判断がされることが多い。ワナで様子見というのは、現場の条件による。

（1）岩手県

市街地 1

情報提供者：盛岡広域振興局保健福祉環境部

現場：盛岡市（明治橋下流河川敷）

捕獲実績：1 頭

方法：銃器による捕殺

許認可：緊急時のため県による口頭許可

個体の処理：研究材料提供及び焼却

市街地 2

情報提供者：沿岸広域振興局保健福祉環境部、大船渡保健福祉環境センター

現場：大船渡市三陸町吉浜字千歳地内

（山から海に向かう傾斜地に住居が密集している地域。射殺現場は山際の住宅横。）

捕獲実績：1 頭

方法：ライフルによる射殺。

許認可：射殺を実施した数日前より、民家周辺でツキノワグマが出没しており、市で轟音球による追い払いを行ったが、効果が見られなかった。

24 日にツキノワグマが民家横に出没し、現地で県、市、猟友会で追い払いを試みたが効果が見られず、人身被害の恐れが高いと判断されたため、県で口頭で捕殺許可を出した。申請者は大船渡市、従事者は三陸町猟友会会員とし、許可を出した。

大船渡市により、体長、体重を測定後、サンプルとして頭部等を採取後、焼却処分した。

個体の処理：サンプルは冷凍し、振興局より県の研究機関である環境保健研究センターへ送付した。

（市のゴミ処理委託施設では、焼却施設の投入口が小さいため、クマは解体する必要がある。）

市街地 3

情報提供者：沿岸広域振興局

現場：釜石市東前町、天神町他近隣（釜石市役所近隣、4 5 線沿いなど）

捕獲実績：3 頭

方法：わな

個体の処理：焼却処分。4 頭捕獲（うち小熊 1 頭放獣）、

市街地 4

情報提供者：一関保健福祉環境センター

現場：一関市蘭梅山環境保全緑地地域周辺

赤荻字笹谷、中条、宿地内、中里字沢田、新町地内、山目字館、沢内地内、山目 3 丁目地内

捕獲実績：4 頭

方法：わな

許認可：依頼者⇒一関市⇒一関保健福祉環境センター

個体の処理：従事者に分配。埋設処理。

市街地 5

情報提供者：一関保健福祉環境センター

現場：平泉町平泉字毛越、衣関地内

捕獲実績：0 頭

市街地 6

情報提供者：盛岡広域振興局保健福祉環境部

現場：盛岡市川目 1 6 地割（盛岡市動物公園敷地内）

捕獲実績：1 頭

方法：わなによる捕獲

許認可：市からの有害捕獲申請に対する県の捕獲許可

個体の処理：放獣

(2) 山形県

市街地

情報提供者：生活環境部みどり自然課

現場：捕獲場所：長井市立北中学校

中学校グラウンドにクマが侵入し、クマは正面玄関で被害者と遭遇。被害者は校舎内に逃げ込んだが、クマは被害者が閉めた玄関ガラスを破って校舎内に侵入し、被害者を襲い怪我を負わせ、校舎内に侵入した。(左足にクマのつめの跡が残る軽傷)

当該クマは中学校に侵入する前に、午前 6 時 25 分ごろ長井市中道地内の住宅玄関前で 74 歳男性の左足に軽傷を負わせた後、6 時 30 分ごろ長井市新町地内の畑で農作業中の 61 歳男性に重傷を負わせている。

捕獲実績：1 頭

方法：10 月 14 日の午前 7 時頃から長井市役所、長井警察署、県猟友会長井支部で校舎内のクマの捜索を行い、午前 7 時 49 分頃に理科室内に居るクマを発見したが、興奮したクマが廊下に出てきたところを捕殺した。

許認可：クマの捕獲許可権限は県にあるが、「現に人畜に危害を加えるおそれがある場合」に限り市町村に権限を委譲している。長井市では市街地にクマが現れ被害発生 of 報告を受け直ちに捕獲を許可した。(捕獲申請者：長井市長、許可者：長井市長)

現地本部（長井市、警察、猟友会、県）を立ち上げ、捕獲の実行、安全対策、情報収

集等を行った。

(3) 福井県

市街地

情報提供：農林水産部 農林水産振興課

現場：福井県全域

捕獲実績：H21:5 頭、H22：121 頭（H22.12 現在）

方法：わな猟（はこわな：ドラム缶式檻）、銃猟（集落近辺で緊急性がある場合に、複数人で安全な場所へ追い出しし、銃による捕殺）

許認可：福井県の有害捕獲体制については、市町が編成する有害捕獲隊員による捕獲。別添の福井県有害捕獲実施要綱を参照（※クマ対応については、特に銃技術にすぐれ良識ある経験者を有害捕獲隊の中から選抜し、従事者証を発行して実施している状況）。

奥山放獣する場合は、福井県自然保護センター等により、麻酔処置を実施後、放獣

個体の処理：銃による殺処分、放獣の場合は、麻酔処置